

特別インタビュー

知財管理の新たなツール

「使うべきか、タイムスタンプ」

アマノビジネスソリューションズ

知財実務において、ノウハウの管理や先使用権の行使等で「日付」は非常に重要です。公証人役場で確定日付を取るという手法もありますが、昨今では新たなツールが活用されています。アマノビジネスソリューションズの板谷氏にインタビューした内容を紹介します。



板谷 雄二郎 氏

アマノビジネスソリューションズ株式会社
タイムビジネス事業推進
yujiro_itaya@amano.co.jp

Company Profile

2003年4月創立。「タイムビジネス信頼・安心認定制度」認定事業者であるアマノ(株)をサービス事業主として、時刻配信・監査業務、時刻認証業務などの業務全般を担っている。これまでタイムスタンプサービスを提供してきたアマノタイムビジネス(株)は、2010年10月1日にアマノビジネスソリューションズ(株)と合併し、社名を変更。同社では、拡大するインターネット市場をベースに、さらなるソリューションの強化とサービスの向上に邁進している。

〒222-0011
神奈川県横浜市港北区菊名7-3-24
TEL 045-430-1955
<http://www.e-timing.ne.jp>

——タイムスタンプ(以下、TS)について分かりやすく紹介してください。

TSサービスの細かい内容は、インターネット等で詳述していますから、今回は「現場の声」を中心にお話しさせていただきたいと思います。まず、TSの2つの役割について簡単に説明しましょう。

その1つは電子データの存在証明、もう1つが完全性証明です^{*1}。TSとは、電子データの証拠性を明らかにするために欠かせないこの2つを明確にできる、唯一無二のソリューションなのです。

——その証明は法的に有効ですか？

現状では、「法的効力はない」といわざるを得ませんが、既に当社のクライアントの方々は、「現時点で勝訴の実績がないだけであり、技術的に立証可能なものが証拠として認められないことなどあり得ない」という見解をお持ちです。

しかし、「法的効力がなければ採用する意味がない」と判断する方がいらっしゃることも事実です。我々は、数多くの知財関係者の見解をそれぞれ紹介したうえで、最終的な判断はお客さまに委ねています。なぜなら、一般的に企業運営上のメリットといえば、コスト削減、もしくは運用効率UPを指しますが、TS単体では、コストや運用のメリットを具体的には見いだしにくいからです。

——そういった情報を誌面に掲載してしまっても大丈夫ですか？

ご心配はありがたいのですが、これは紛れもない事実です。単なる電子データ(word、excel、pdf等)のまま保存・運用していれば、TSを付与するソフトの購入やランニングコストを支払う必要はありません。バックヤードで自動的にTSを付与するソフトを利用しない以上、TSを取得するためのアクションが必ず1つは増えることになります。

よって、コストや運用面のメリットが第一義的でないことは明らかなのです。

——では、TSを採用する目的とは？

リスクマネジメントにおけるハザードの回避もしくは低減への取り組みに「スタートを切る」ことこそがTS採用の第一義です。

TSが付与された電子データが証拠となり、裁判で勝訴し、数百億円の賠償金を支払わずに済む。今後はそういったことも現実になると考えています。

——判例に成り得るのでしょうか？

そうでなければTSサービスを提案していません。

知財に限らず、電子データの運用比率はますます高まっており、BtoBにおける情報提供や契約でも既に電子データによるやり取りが行われています。

この電子の時代において、コンプライアンスやリスクマネジメントといった観点に基づいて、TSの利用が今後も高まっていくことは明かです。

——ユーザーの反応はいかがですか？

先使用権制度ガイドライン^{※2}が示された2006年当初、知財分野の方々は、初めて耳にする電子版TSを“疑いの眼”で見ていたように感じましたが、2007年以降、リアルな訴訟を体感した企業を筆頭に引き合いの数も採用決定数も増加していきました。

当社のクライアントに共通するのは、自らTSの信頼性を調査し、電子データの証拠性を明らかにする唯一のソリューションであることを理解したうえで、我々にアクセスいただいている点です。

つまり、自社のポリシーに基づき、自発的に採用を検討されているということですね。

——業種によって反応は違いますか？

先使用権の行使に備えた採用理由には、「特許取得費用の経費削減」「特許出願から1年6カ月で技術内容や少なからずノウハウが漏洩することへの懸念」「特許取得戦略から秘匿戦略への切り替え」といったものがあります。

紹介できる範囲でTSの採用理由を業種別に挙げると、化学分野では、発明の要件を満たすため、明細書に配合表等の記載が求められることもあり、ノウハウの漏洩が懸案事項との声を耳にします。

また、食品分野では、他社による一般

的なバイオテクノロジーに位置する酵素などの特許取得に対抗したいという企業が確実に増えている状況です。

電気・機械等の製造業においては、「コア技術を“ノウハウ”として秘匿するため」という採用理由が多いようです。

——公証人役場で確定日付を取るのが知財実務における従来の手法でした。

知財市場でのTS活性化の背景には特許庁のガイドラインがあり、ここで、「先使用権の証拠の確保は、発明の時点から事業実施にいたるまでのプロセスで発生するあらゆる文書やデータが対象になる」とされています。

つまり、毎日発生する電子データの一つひとつのすべてに証拠性を持たせ、各プロセスを確かなものにしておく必要があるとっているわけです。

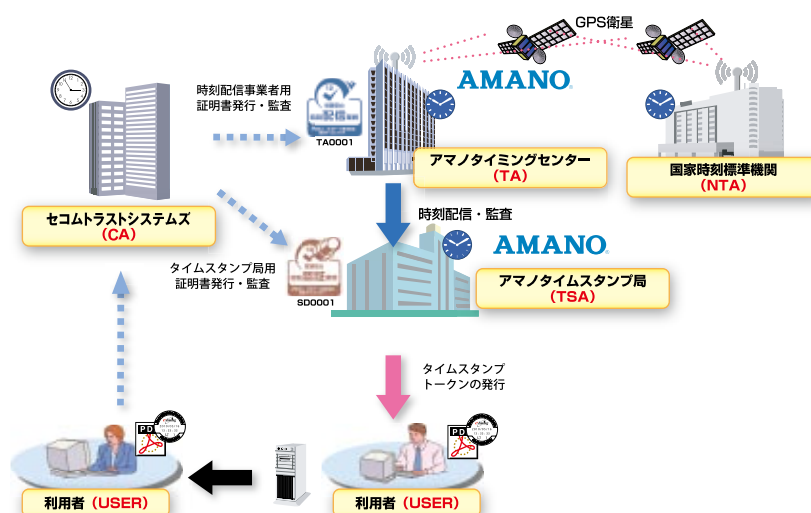
しかし、すべてのデータに確定日付を取るため、毎日、公証人役場に足を運ぶ

※1) 「その電子データは、TSが付与されている時刻に存在していた」ことを証明するのが存在証明。「その電子データの内容はTSが付与されている時刻から改竄や変更がされていない」ことを証明するのが完全性証明。

※2) 先使用権制度ガイドライン「先使用権制度の円滑な活用に向けて一戦略的なノウハウ管理のために—」このなかで、先使用権立証における具体的方法の一つとしてTSも紹介されている。

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/pdf/senshiyouken/guideline.pdf>

【タイムスタンプサービスの概略図】



のはナンセンスです。また、数日分まとめて確定日付を取るのでは、各プロセスを確かなものにしておくという厳密な管理からは遠ざかってしまいます。

そこで、開発管理規定等に基づき、提案資料をも含め、基本設計・詳細設計等々といった各プロセスのデータにTSを付与し、発明の時点から事業実施にいたるまでのプロセスをTSによって管理するといった新たな運用が既に多く実施されているのです。

——“公証人役場の確定日付”は必要ないということですか？

確定日付の存在を否定するつもりはありません。しかし前述したように、TSは技術的に立証可能な時刻軸を持っていますから、厳密なプロセス管理を実現することが可能なのです。

当社のクライアントは、このような考え方に基づいてTSを利用しているのです。

——先使用权以外の用途とは？

例えば、“共同研究開発”です。関係各社における情報提供や情報共有の過程で、どうしても自社のノウハウが相手企業に流出してしまう……。これに伴うトラブルを防止するには、「いつ提供した情報(データ)」なのかを明らかにする必要があり、ここでTSが活用されるのです。

また、パッケージは製造元が原案を考え、最終的には印刷会社とのデータのやり取りで完成していきますが、その段階で意匠や著作権の管理が不完全になるわ

けです。そこで、製造元の原案すべてにTSを付与して印刷会社にデータを提供するといった運用も行われています。

——なるほど。知財実務においてさまざまな用途が考えられますね。

そうですね。しかし、クライアントのなかには、「わが社だけがTSを利用していることに価値がある」とおっしゃる方や、「TSを〇〇に利用していることは内密に……」と指示を受けることも少なくありません。

我々は、多くの活用事例を紹介したいのですが、守秘義務がありますので、このあたりでご容赦ください。

——各社の事情に応じていろいろな活用法があるということですね。では、TS採用における課題とは何でしょうか？

電子化といっても“紙”の利便性が高いことは事実であり、世の中から紙がなくなることはあり得ません。今でも紙のラポノートで運用を継続しているクライアントも少なくありません。

そして、紙の運用を電子化へと移行する、どのレベルまでの運用を採用するかといった問題は、最終的に経営者の判断に委ねられるものだと思います。

特に電子化への投資は、目先の利益に直結するものではありませんから、まさに各企業の「知的財産への考え方」が問われるのでしょう。

——知財担当者は採用したくても、経営者をどう説得するか……現実には難しい問題ですね。

そうですね。ある企業の知財統括者が部下の方にこうおっしゃっていました。

「先使用権の行使云々と理由を付けて上に話しても理解を得られるはずがない。『今まで先使用権が必要となったケースはわが社で何件あったんだ？ TSを付けていれば100%勝訴する保証があるのか？』と言われるのは目に見えている。しかし、もし現実には先使用権を行使する必要性が発生し、それが認められなかった場合、責任を問われるのは間違いなくこの私だ」

この方が実行されたのは、社内においてTSの利用実績をつくり、認知度を高めることからスタートするというものです。そのうえで進捗に応じて、あるべきプロセス管理を可能にするシステム導入を順次ご検討いただきました。

まずは費用対効果を重視しつつ、TSの運用を少しでも早くスタートさせることが大事だとおっしゃっていました。

——**新たな試みを導入するには、初めからすべてを求めるべきではないと。**

そのとおりです。ときには一気に改革すべきこともあるかもしれませんが、それにはリスクを伴うおそれもあります。

改革を実現するまでに時間もかかり、何よりもその間に発生しているリスクが不完全な状態で放置されてしまうことになります。

まずは確実にスタートさせ、大きなシステム化に踏襲させていくといったイメージがベストではないでしょうか。

——**読者にメッセージをお願いします。**

TSの採用を検討いただく場合、法的効力、有効期限、秘密鍵の脆弱化、海外に対する有効性といったものを課題に挙げ、「勝訴した事例が確認できたら使う」などと、1か0かといった判断をされるケースも少なくありません。

しかし、裁判とは予見性に乏しいものですから、証拠の積み重ねにこそ意義があります。電子データの知財情報にTSが付与されることで、当該データの証拠性が高まることは間違いのないのです。

ある企業の知財統括者の方から伺った言葉を以下に紹介しましょう。

「各企業における知財管理の意識が高まり、TSの採用が増えることはあるべき姿だが、本来これは国内企業間における話ではなく、対諸外国。もっとはっきりいえば対中国である。わが国の知的財産を確固として守らなければならない。その必要性は日増しに高まっており、各企業は今行えるベストなことから取り組みをスタートすべきである」

わが国が知財立国を目指すというならば、本来は国が主体となって、TSに法的効力を認めていただくべきだと思いますが、そこに見通しが立たない以上、各企業でリスクヘッジを検討しなければなりません。

当社のTSサービスがその一助になればと考えています。

(「発明」編集部)

